

牧口常三郎の幼少期と壬申戸籍

若井 絹夫

はじめに

牧口常三郎の生まれた明治初期は、明治維新の影響が社会のいたるところに押し寄せ、様々な変化を巻き起こしていた時代である。牧口自身が過去のことを語る事が少なく、とりわけ荒浜で過ごした幼少期の牧口に関する資料は少ない。本稿では1871年（明治4）に制定された戸籍法と牧口の生家である渡辺家と養親となる牧口家の戸籍をもとに、幼年期の牧口が過ごした環境について家族の変遷を中心に考察することとした。牧口常三郎は、渡辺家から牧口家の養子となり、その後常三郎と改名したが、本稿においては幼少期を対象とすることから長七と記すこととする。

1. 壬申戸籍の成立過程

現存する長七に関する戸籍の内容を知るうえで、最初に明治初期の戸籍制度の成立の過程を確認しておこう。

明治政府による戸籍編製の取り組みは、1868年（明治元）に発令された京都市中戸籍法令から始まったとされる。これは京都府庁が置かれて、それまでの旧幕府時代の民政事務を引き継いで処理するために戸籍の整理が必要となったためである。京都府戸籍仕法における戸籍編製の対象は当初京都市中の町人と郡中の百姓を対象としたものだったが、後に「土籍法」「卒籍法」「社寺籍法」が追加され、社寺や武士なども戸籍の対象となった¹。

戸籍編製は1869年（明治2）の「府県施政順序」によって府県の事業として位置づけられ、その後民部官から具体的に京都府戸籍仕法に準ずる旨の指針と様式が示されたが、各府県の実情に合わせて実施されていった²。しかしながら明治政府の骨格作りに必要な施策とされたことから1871年5月22日（明治4年4月4日）太政官布告により戸籍法が制定され、翌1872年3月9日（明治5年2月1日）に施行されることとなった。明治5年の干支から壬申戸籍と称される統一戸籍法である。

Kinuo Wakai（元創価教育研究センター客員研究員）

¹ 新見吉治『壬申戸籍成立に関する研究』（日本学術振興会1959年）、21-22頁。

² 前掲『壬申戸籍成立に関する研究』、25頁。

この壬申戸籍では、4から5町または7から8か村を組み合わせる戸籍区を作り、区ごとに戸長・副戸長を置いて編製作業に当たることとした³。戸籍事務を幕藩体制におけるように村方の仕事として任せることなく、戸長という新たな役職を末端機関として設置し、政府直轄事業として行った。そして戸長が作成した戸籍は、府県庁に戸籍の正本を置き、戸籍上の変更があれば戸長経由で府県庁へ届け出ることとし、府県庁でこれを加除する方針がとられたのである⁴。

次に長七が幼少期を過ごした荒浜村と隣接する柏崎町における戊辰戦争の推移と戸籍編製の経過について概観しておこう。鳥羽伏見の戦い以降、井伊家と板藩の所領であった荒浜村と松平家桑名藩の所領であった柏崎町とは明治政府への対応が分れたが、戸籍編製においても廃藩置県後の柏崎県との併合まで歩みを異にする。

1868年（慶応4）の鳥羽伏見の戦いの後、桑名藩主松平定敬は江戸を逃れて柏崎に到着し、藩士も次々に集まり柏崎は反政府勢力の拠点となったが、4月の鯨波戦争で北陸道先鋒総督軍海道軍が勝利し、桑名藩の軍勢は撤退を余儀なくされた⁵。明治政府は桑名藩領の中心であった柏崎を占領すると直ちに柏崎県を設置し、その後1869年（明治2）柏崎県は越後府に併合されたが6か月後には柏崎県が復活し、1870年（明治3）には長岡藩を併合することとなった⁶。

柏崎県においては1869年7月（明治2年6月）戸籍編製の民部官達を受けたが、大凶作などの課題を抱えていたため、1870年（明治3）5月になって管内に戸籍作成を指示したが作成されるまでにはいたらなかったようである⁷。しかし1871年（明治4）4月太政官布告により府県の別なく戸籍の編製が行われることとなり、1872年3月9日（明治5年2月1日）の施行に合わせて作業は進められることとなった⁸。この間、行政区域は何度か変遷し、版籍奉還により藩から県へ、さらに県の合併分割を経て大区小区制が確立されていくことになる。

一方、与板藩は1868年（慶応4）王政復古の号令を受け入れ、高田に進軍してきた北陸総督軍に藩兵を派遣し軍資金の提供を行った。藩主井伊直安は1868年（慶応4）1月に与板を出発して江戸経由で京都に向かっていたが、途中で引き返して高田で北陸総督に謁見している。その後の長岡城をめぐる攻防戦のひとつとなった与板戦争においては、与板藩士は明治政府軍とともに激戦地となった藩内を転戦したのである⁹。1869年（明治2）版籍奉還が行われると藩主井伊直安は与板藩知事となり、2度の長州出兵によって財政のひっ迫していた与板藩は、明治政府による藩政改革の指示のもと、藩札を発行するなど抜本的な改革を行い、これが奏功して財政は大きく改善していった。この改革の中で人材の登用も積極的に行われ、地租改正とともに戸籍の編製

³ 明治4年4月4日太政官第170号戸籍法、第2則、第3則。

⁴ 明治4年4月4日太政官第170号戸籍法、第4則、第5則。

⁵ 『柏崎市史通史編下巻』、1990年、8-14頁。

⁶ 前掲『柏崎市史通史編下巻』、18-19頁。

⁷ 『新潟県史通史編6』、1987年、294頁。

⁸ 前掲『新潟県史通史編6』、295-297頁。

⁹ 『与板町史通史編下巻』、1999年、30-37頁。

についても着実に実施されていった¹⁰。与板藩は1871年（明治4）7月の廃藩置県により与板県となったが、同年11月に柏崎県へ併合されることとなり、戸籍編製の作業は柏崎県へ引き継がれることとなった¹¹。このとき、越後3県10藩は新潟、柏崎、相川の3県に編成替えが行われたのである¹²。柏崎県においては1872年9月（明治5年8月）大区小区制に移行し¹³、戸籍の編製も引き継がれた。

2. 宗門人別帳と壬申戸籍の概要

壬申戸籍が太政官布告から1年足らずの間に編製されたのは、幕藩時代からそれを可能にする調査がすでに実施されていたからにはかならない。「人別改」と「宗門改」の二つの制度が併合・混同されながら存続していた「宗門人別改」がそれである¹⁴。

「人別改」は、各藩の領民を確定させて、軍役を含む夫役を担う労働力を調査するために1721年（享保6）から幕府が領主に命じて実施させたものである。そのため武士や武家の奉公人は除外されていたが、6年毎の子午の年に調査され全国の人口が把握された¹⁵。

「宗門改」は切支丹などを取り締ることを目的として寛永年間から始まった。当初の記載様式は必ずしも定まっていなかったが、後に幕府から村単位、郡単位、国単位で男女の人数を集計することとされ、毎年もしくは隔年で実施されていった¹⁶。また「人別改」とは異なり、異宗の取締りという制度の目的から、武士や武家の奉公人も対象とされた¹⁷。

「人別改」と「宗門改」の二つの制度は、それぞれの目的や帳簿は別々であったが、軍事目的の夫役が減少し信仰調査の必要性も減少したため、多くの地域で併合されて「宗門人別改」となり、帳簿は「宗門人別帳」へと変っていった¹⁸。

また幕藩時代の「宗門人別帳」は身分別に編成されていたこと、久離勘当、宗門帳除などの追放刑があったため、無籍となった者は「宗門人別改」の対象外とされるなど、網羅性に欠けるものだった¹⁹。明治政府としては政権の基盤を固めるために、全国の人口を把握する事業を早急に行う必要があった。

¹⁰ 前掲『与板町史通史編下巻』、46-48頁。

¹¹ 1871年（明治4）11月に作成された「与板県第五区戸籍表」（牧口家文書、柏崎市立図書館所蔵）が残されている。

¹² 前掲『新潟県史通史編6』、240頁。

¹³ 前掲『柏崎市史通史編下巻』、22頁。

¹⁴ 宗門人別改の併合と混同の様相は地域により異なっていた。前掲『壬申戸籍成立に関する研究』、29-32頁。また類似の制度として豊臣時代からはじまった五人組がある。

¹⁵ 石井良助編『徳川禁令考 前集第6』（創文社1959年）、343-344頁。

¹⁶ 前掲『壬申戸籍成立に関する研究』、8頁。

¹⁷ 石井良助編『徳川禁令考 前集第3』（創文社1959年）、271-272頁。『南紀徳川史』によれば、宗門改帳への記載範囲は8歳以上であり、当歳までの記載がなされるのは明治2年以降である。速水融「宗門改帳より壬申戸籍へ（一）」『三田学会雑誌』24（12）、1954年、68頁参照。

¹⁸ 前掲『壬申戸籍成立に関する研究』、7-9頁。

¹⁹ 野村兼太郎「江戸時代における人口調査」『三田学舎雑誌』42（3）、1949年、15-16頁。

明治政府が壬申戸籍を施行するにあたり行った改革のひとつに府藩県のもとに区を設置し戸長において戸籍事業を行ったことが挙げられる。戸籍事務を幕藩体制におけるように村役人の仕事として請負わせることなく、府県庁に戸籍の正本を置き、戸長を末端機関として政府直轄で行うことで、帳外の人口も掌握し実態に即した人口調査が可能となったが、このことは無籍者対策として大きな意味を持っていた。

江戸時代中期から大都市に人口が集中し無籍者は増加傾向にあったが、明治維新により京都・東京に大量に入り込んできたことで、無籍者は治安の問題を浮上させることとなった。それまでの無籍者の大半が「非人・乞食」であったのに対し、幕末明治に藩籍から脱し、あるいは「脱国」して攘夷・討幕・復古を行おうとした各地の急進派の武士が急増し、暗殺や狼藉の犯罪の温床となっていたからである。しかし明治政府は幕藩体制との戦いに脱籍して貢献した人々の功績を無にして、これを弾圧し抑止するような脱籍取締りを行うことはできなかった²⁰。1870年9月28日(明治3年9月4日)公布された「脱籍無産ノ輩復籍規則」は、それまでの個別的脱籍取締り法令の集成化されたものと考えられる。その内容としては、脱籍者は原則として本貫へ引き渡すこととされたが、例外として本人の希望により本貫に復籍をしたうえで現地の「寄留」としたり、本人が希望する地で新たに本籍を作るなど、単なる「人返し」ではなく、脱籍者の移動を認めながらも、復籍後は生業の成立つように授産を行うなど脱籍者をなくそうとしていたのである²¹。

このように脱籍者を復籍させるための施策が行われる一方で、1872年(明治5)柏崎県と新潟県において大河津分水騒動が起った。約5千人の農民が信濃川の分水工事の負担軽減を求めて柏崎県庁に押し寄せたのである。この一揆は無宿者と元米沢藩士の扇動によるものだったが、この直後に元会津藩士らに扇動された農民が暴徒と化して新潟県庁に向い軍隊と衝突し鎮圧されている²²。脱籍者対策は重要施策となっていたのである。

さらに壬申戸籍について確認しておかなければならないのは、出生、死亡、転籍などの届出者についてである。壬申戸籍においては明文化されていないが、その書式の中で「戸籍同戸列次ノ順」として戸主を筆頭者として親族の列次および十数種類におよぶ記載例を示し、筆頭者である戸主を戸籍の届出者とした²³。

3. 渡辺家の家族の変遷

これまでの牧口研究において、長七が幼少期を過ごした渡辺家の家族について触れた内容は限られている。まずこの点を確認してみよう。

²⁰ 山主政幸「明治戸籍法の一機能 - 脱籍取締りについて -」『戸籍制度と「家」制度』(東京大学出版会 1959年)、174-176頁。

²¹ 前掲「明治戸籍法の一機能 - 脱籍取締りについて -」、187-188頁。

²² 前掲『新潟県史通史編6』、258-268頁。

²³ 福島正夫「明治前半期における「家」制度の形成 - 徴兵制および町村制の推移と関連して -」『法社会学』(7-8)、1956年、135-136頁

熊谷一乗氏は「牧口は船乗りを家業としていた父の渡辺長松とその妻イネ²⁴の長男として出生し、長七と名付けられた。」²⁵と父母に触れた後で「長七は伯母²⁶の嫁ぎ先である牧口善太夫のもとに引き取られ、養子として育てられることになる」²⁷と養父母についても触れている。このように長七の家族として父長松と母イネ、さらに養父母となる牧口善太夫とトリについての記述にとどまるものが多いが、『評伝牧口常三郎 創価教育の源流第一部』では祖父母の存在に触れている²⁸。

父長松の仕事については船乗りまたは回漕業でほぼ一致しているが、牧口善太夫については「回漕業者で大船主」²⁹や「海産物の商いと漁網作りとも、小規模な廻船業ともいわれている。」³⁰など確かなことはわかっていない。

つぎに長七が幼少期を過ごした渡辺家について、これまでの戸籍の調査をもとに考察してみる。はじめに調査の方法と概要を確認しておこう。戸籍の調査は、新しい戸籍から古い戸籍へ遡ることから始める。戸籍の様式は何回か変更が加えられ、記載内容も変更になっているが、本籍地の記載欄に転入や転出の記載がされているものがほとんどである。そこで転入転籍の記載をもとに本籍地をたどることとする。そして牧口常三郎が戸主となる以前は、当然のことながら養父・牧口善太夫の戸籍に記載されていたはずであるから、牧口常三郎の戸籍を遡るためには牧口善太夫の戸籍によることとなる。こうして本籍地の記載に違いはあるものの、北海道札幌区から小樽郡を経て「本籍地新潟県刈羽郡荒浜村第貳百五拾七番戸」の戸籍へと遡ることができる。しかし牧口善太夫の戸籍をたどることはできたが、牧口家の養子となる以前の幼少期の戸籍は残されていない。そこで渡辺家の相続関係を戸籍上で考えてみると、父長松の戸籍には前戸主渡辺七郎左エ門、戸主渡辺長松が記載されることになるが、この条件を満たす戸籍が存在する³¹。これらの戸籍から長七の幼少期の渡辺家の戸籍を可能な範囲で推定することを試みた。

長七の養母となる叔母のトリについては、「本籍地新潟県刈羽郡荒浜村第貳百五拾七番戸、戸主牧口善太夫」の戸籍に「明治元年八月廿日同村渡辺七郎左エ門長女入籍ス」との記載があり、渡辺家から牧口善太夫に嫁いだことがわかる。また「本籍地新潟県刈羽郡荒浜村第百廿八番戸、戸主渡辺長松」の戸籍には長松の妹が1888年（明治21）12月離婚によって渡辺家の戸籍に復籍したことが記載されている。復籍した妹はトリが牧口家に嫁いだ後も長七といっしょに渡辺家で暮らしていた可能性がある。さらにこの妹の戸籍欄には「亡父七郎左エ門三女」との記載があり、長松には長女トリとこの妹との間にさらに妹がいた可能性がある。そして七郎左エ門の妻もこの

²⁴ イネの戸籍の記載は「イ子」である。

²⁵ 熊谷一乗『牧口常三郎』（第三文明社1978年）、12頁。

²⁶ 牧口善太夫に嫁いだトリは長松の妹である。

²⁷ 前掲『牧口常三郎』（第三文明社1978年）、14頁。

²⁸ 「創価の源流」編纂委員会『評伝牧口常三郎 創価教育の源流第一部』（第三文明社2017年）、16-17頁。

²⁹ 前掲『牧口常三郎』（第三文明社1978年）、12頁。

³⁰ 前掲『評伝牧口常三郎 創価教育の源流第一部』、18頁。

³¹ 拙著「牧口常三郎の生家に関する考察」『創価教育研究』（2）、2003年、43-45頁。

ころは健在だったと考えられるため、トリが1868年（明治元）に牧口善太夫に嫁いだ後の渡辺家は、七郎左エ門とその妻³²、長松と妹の4人または妹2人の5人の家族が暮らしていたことになる。1871年（明治4）11月柏崎県に併合される直前に編製された戸籍表³³の記載によれば、荒浜村の戸数は450戸、人口は2,211人とある。一戸当たりの平均人数は4.9人であるから渡辺家は荒浜村の平均的な世帯人数だったといえる。

長松とイネの婚姻はいつ頃であったか。婚姻の時期が記載された戸籍は現存していない。しかし当時は事実婚が多かったことから、1870年（明治3）秋ころには婚姻していたと考えられる。このとき当主³⁴七郎左エ門は二人の婚姻の届出をしたことであろう。このころは婚姻を口頭で届出しておき、宗門人別改の際に宗門人別帳に記入するのが一般的であった³⁵。

長七は1871年7月23日（明治4年6月6日）に渡辺長松・イネの長男として生まれた。与板藩では同年11月の柏崎県との併合を前に、翌年の壬申戸籍の施行に向けて藩内の宗門人別帳などをもとに各戸別の確認作業を急いでいた時期と重なる。長七の出生は、当主である祖父七郎左エ門が村役場にその出生の届出をしたことであろう。荒浜村を含む刈羽郡の慣例では子どもの生育状況を見て出生届をするため、子どもが2歳を過ぎてから届け出ることもあったとされている³⁶。壬申戸籍が編製される以前の出生届は厳格な手続きが行われていたわけではなかったのである。

この後、父長松が音信不通となり渡辺家からは父に次いで母が去ることになる。長七が牧口家に養嗣子として迎えられるのは1877年（明治10）5月のことで、母イネが再婚してから1年半ほど後のことである。1875年（明治8）12月太政官布告第209号において、養子縁組は戸籍の届出がなければ効力を発生しないこととされ、戸主の権限は強化された³⁷。戸主七郎左エ門は長七の小学校入学を控えて養子縁組を選択したのではないだろうか。母イネが再婚先で生んだ異父兄弟と長七は実の兄弟のような関係にあり³⁸、イネは再婚後も長七と交流が続いていたと推察できる。牧口家は養父である戸主善太夫と善太夫の母³⁹、養母となる叔母トリと長七の4人家族となり、渡辺家は祖父七郎左エ門と祖母と叔母の暮らしとなった。

³² 「本籍地牛込区戸主牧口常三郎」と「本籍地荒浜村戸主渡辺長松」の戸籍から存在が確認できる。没年などの詳細は不明。

³³ 前掲「与板県第五区戸籍表」。

³⁴ 壬申戸籍施行までは戸主とは呼ばれてはいなかった。

³⁵ 『全国民事慣例類集』（司法省1880年）、58頁。

³⁶ 前掲『全国民事慣例類集』、33頁。1879年（明治12）に施行された郡区町村編制法により、荒浜村は三島郡から刈羽郡へ変更になった。

³⁷ 前掲「明治前半期における「家」制度の形成－徴兵制および町村制の推移と関連して－」、137頁。

³⁸ 高澤壽民『しなやかに動く－母への追悼と自分史』（1995年）、11頁。高澤壽民氏は長七の異父兄弟柴野和一郎の孫。

³⁹ 「本籍地荒浜村戸主牧口善太夫」の戸籍の記載による。

4. 父親長松の北海道における音信不通の経緯

つぎに長松が北海道へ渡り音信不通になったことに関して、これまでの牧口研究の内容を確認しておきたい。熊谷一乗氏は「三歳のころ父の長松が出稼ぎのため北海道へわたったまま帰らず、連絡を絶ってしまった。やがて、母のイネは渡辺家から離縁し、⁴⁰としており、北海道へ渡ったあとで音信不通になったとしている。この点について1972年に出版された聖教新聞社編『牧口常三郎』では「長七が三歳の頃、父・長松は出稼ぎのため北海道へ渡った。海に頼って生計を立てるしかなかった貧しい荒浜の人々にとって出稼ぎは決して珍しいことではなかった。ところが、北海道へ渡った長松からはその後、音信がぶつとりと途絶え、残された妻のイネと長七は途方に暮れてしまった。このような理由かどうかは定かではないが、二・三年のちに長七の両親は離縁している。」⁴¹としている。聖教新聞社編『牧口常三郎』は、牧口生誕100周年として企画された紙上特集の取材に加筆したもので、「あとがき」には取材班が1971年から翌72年にかけて全国的な調査を行い、取材と資料収集を行ってまとめたものであることが記されている⁴²。熊谷一乗氏は、長松とイネの離婚の経緯に関しては、聖教新聞社編『牧口常三郎』に示唆を受けたのではないだろうか⁴³。『評伝牧口常三郎 創価教育の源流第一部』においては「長松は出稼ぎにいつている途中か、イネと離別した後に北海道で消息不明になったようである。」⁴⁴、さらに「父長松の消息について正確なことはわからない。」として聖教新聞社編『牧口常三郎』と池田論氏の『牧口常三郎』の記述を引用するに留まり⁴⁵、長松が北海道へ渡り音信不通になった経緯についての研究はほとんど行われていない。

ところで「出稼ぎのために北海道へ渡った」とされるが、そもそも船乗りとされる父長松の出稼ぎについて明らかにされていない。海難などの大きな危険がともなう船乗りは、雇われるにあたり船主に対して航海中は職務を全うし上役への随順を誓う証文を差入れており、航海中は船主と船頭の管理のもとにおかれていた⁴⁶。急病などで寄港地の宿屋で療養をすることがあったとしても、特別な事情がないかぎり音信不通になることは考えにくい⁴⁷。それでは船乗りとしてではなく北海道へ出稼ぎに赴く仕事があったのだろうか。

1871年（明治4）の戸籍調査によれば荒浜村の戸数は450戸、人口は2,211人とある。荒浜村を含む与板県第五区の全体の戸数が1,452戸、人口が6,895人であることから第五区12村の中で

⁴⁰ 前掲『牧口常三郎』（第三文明社1978年）、14頁。

⁴¹ 『牧口常三郎』（聖教新聞社1972年）、20頁。

⁴² 前掲『牧口常三郎』（聖教新聞社1972年）、522-525頁。

⁴³ 熊谷一乗『牧口常三郎』（第三文明社1971年）、22頁。聖教新聞社編『牧口常三郎』出版の前年に「牧口が三歳の時である。父の長松は、妻のいねを離別すると、単身で北海道へわたってしまった。」との記述がある。また同様の記述として「牧口の父渡辺長松は、彼の三歳の時、彼の母いねを離別し、自分は単身、樺太にわたった。」がある。池田論『牧口常三郎』（日本ソノ書房1969年）23頁参照。

⁴⁴ 前掲『評伝牧口常三郎 創価教育の源流第一部』、16頁。

⁴⁵ 前掲『評伝牧口常三郎 創価教育の源流第一部』、23頁。

⁴⁶ 牧野隆信「近世における海運業の経営（北前船の場合）」『社会経済史学』（29-1）、1963年、59-60頁。

⁴⁷ 壬申戸籍第16則には旅行者が病気のときは速やかに戸長に届けることとされている。

も大きな村であったことがわかる⁴⁸。当時の荒浜村の主要産業は北海道向けの漁網の生産と北前船による廻船業が中心であった。荒浜村の漁網生産は北海道の需要をほぼ賄っていたとされ、原料の調達から1次加工、製網という分業制をとり、大量の漁網を生産し、北前船を使って北海道まで輸送し、帰路は鯨魚肥などを積込んで買積船として北海道の産物を販売していた。北海道に運ばれた漁網を中心とする商品は江差などで店売りするだけでなく直接漁場に商品を持ち込んで販売していた。この生産から販売までの仕事は「松前行き」と呼ばれたが、荒浜村では耐久性の高い漁網の生産から小売りまでを一貫して行い、住民の大半が漁網に関わる仕事に携わっていたのである⁴⁹。

江差においては牧口荘三郎⁵⁰が長く大店を構えて漁網などを販売しており、鯨の大漁に沸く漁場に商船を仕立てて商品を持ち込む「灘商（なだあきない）」と呼ばれる商法で成功していた。江差には荒浜村と海岸線でつながる宮川、椎谷、出雲崎の出身者が同様に出店しており、同郷の出店者を頼りに江差に店舗を借りて季節的に商売をする小商人も多くいた。これらの小商人は、大店から宿請と呼ばれる身元引受をしてもらうことで、3月から7月ころまでを期間旅商人の名目で店を借りて商いをするのができた。「江差役所規則」には佐渡・越後から来た商人は夏の間は3人から5・6人が組んで店を借りて商売することが記されており、佐渡と越後からの小商人が圧倒的に多かったとされる⁵¹。北海道の西海岸に来遊する鯨は春鯨と呼ばれたが、その漁期は3月下旬から5月上旬までの約50日間と短く、投網で漁獲できたのはさらに限られた期間であった⁵²。平秩東作の『東遊記』には「佐渡・越後などより身上しれたるもの尋来って、借屋をかり、油断なく働くもの、三拾両・四拾両の金子を、三ヵ月程に貯国へ帰る。」とあり、佐渡店・越後店と呼ばれた小商人たちは、それぞれの特産品を商うことにより短期間で利益を上げていたのである。1869年（明治2）まで北前船の北限の寄港地は江差とされていたが、藩籍奉還によって1870年（明治3）からは手宮・小樽まで北上が可能となり⁵³、荒浜村の漁網の販路は拡大していった⁵⁴。

1880年（明治13）に作成された開拓使の『東北諸港報告書』には、荒浜村の北海道への出稼ぎ人について145人との記録がある⁵⁵。春から始まる鯨漁のために漁網を製造しなければならない荒浜においては、出稼ぎの中心は農閑期となる冬ではなく、北海道へ運んだ大量の漁網や米を短い夏の間で現地で販売することであった。

父長松が、小商人や灘商に雇われるなどして北海道へ出稼ぎに行ったとすれば、夏の間には北海

⁴⁸ 前掲「与板県第五区戸籍表」。

⁴⁹ 前掲『柏崎市史通史編下巻』、461-462頁。『柏崎市史資料集 民俗編』1986年、515頁。

⁵⁰ 『江差町史 第5巻』1983年、784頁、794頁。「大牧口」と呼ばれた荒浜村の富豪。

⁵¹ 前掲『江差町史 第5巻』、783-784頁。

⁵² 前掲『江差町史 第5巻』、471頁。

⁵³ 前掲『江差町史 第5巻』、964頁。

⁵⁴ 小樽における荒浜の地縁ネットワークと牧口常三郎との関係が指摘されている。森幸雄「牧口常三郎における地縁的ネットワークの可能性－荒浜と小樽－」『創価教育研究』(2)、2003年、18頁参照。

⁵⁵ 『東北諸港報告書』開拓使、1880年、46頁

道へ留まることで商売と生活の拠点をつくるのが可能であり、夏が過ぎて荒浜からの出稼ぎ者が帰ったために音信不通になってしまうことは考えられないことではない。

それでは先に挙げた聖教新聞社編と熊谷一乗氏の『牧口常三郎』の記述を比較してみよう。長七が三歳の頃、出稼ぎのために北海道へ渡り、その後に音信が途絶えたとするところは同じであるが、離婚の時期に違いが見られる。聖教新聞社編では「二・三年のちに長七の両親は離縁している。」とあるのに対し熊谷一乗氏は離婚の時期を明確にしていない。これはイネの再婚の時期と矛盾が生ずる可能性があると考えたからではないだろうか。

父長松が北海道へ渡った時期は明らかではないが、離婚の時期を推定することはできる。母イネは1876年(明治9)3月に再婚・入籍し、同年12月に女兒を出産していることから、遅くとも1875年(明治8)冬ころには事実婚をしたと思われる。1874年(明治7)ころに父長松が北海道へ渡ったとすると、母イネは連絡の途絶えた父長松と離婚⁵⁶し、翌年の冬には再婚したことになる。

壬申戸籍の手續きとして、どのような条件が整えば再婚が可能となるのであろうか。この点を離婚の届出をすることになる七郎左工門の立場から考察してみよう。1874年(明治7)前後に父長松が北海道へ渡って連絡が途絶えたと仮定すると、七郎左工門は当然のこととして行方を捜すことになる。1870年(明治3)に公布された「脱籍無産ノ輩復籍規則」には、すぐに村役人に届け出ること、親族又は村役人は手を尽くして探し、6か月ごとに状況報告を行い、3年間捜索を続けることが定められている⁵⁷。1873年(明治6)には妻からの離婚訴訟権⁵⁸が認められ、やむを得ない事情のある場合には裁判所に訴え出ても構わないとされたが、訴訟によって捜索期間が短縮されるわけではない。捜索しても行方が分からない場合は、訴訟によらなくとも戸主七郎左工門から村役場に離婚を届け出ることではあるが、それでは1877年(明治10)まで待たなければならない。つまり、父長七が音信途絶の状態では1875年(明治8)に離婚することは困難なのである。

ところで、北海道における壬申戸籍の施行はどのような経過をたどったのであろうか。開拓使が北海道において戸籍編製に関連する通達を出したのは1871年6月29日(明治4年5月12日)である。

今般戸籍取調法則嚴重被 仰出候ニ就而は是迄滞在旅人之内寄留加籍来ル廿五日迄ニ取究可申〔後略〕

函館の開拓使出張所が管下の村役人宛てに、滞在者に対して「寄留」か「加籍」いずれかを同

⁵⁶ 1875年(明治8)12月太政官布告第209号において、婚姻・養子縁組・離婚・離縁について戸籍の届出がなければ効力を発生しないとされた。これにより戸主が届出をしなければ離婚は成立しないこととなり戸主の権限は強化された。

⁵⁷ 太政官布告、1870年、第560号第7則

⁵⁸ 太政官布告、1873年、第162号、第247号。

月 25 日までに選択するように地主・借家主・宿主を通じて求めるよう命じている⁵⁹。この通達の背景には 1870 年（明治 3）9 月公布された「脱籍無産ノ輩復籍規則」の存在がある。脱籍者に対しては、脱籍の経緯及び生国・親戚等を尋問調査し、本籍地へ問い合わせたのちに、本籍地へ引き渡すことを原則としていたが、平民であって本籍地へ帰ることを希望しない場合は、本籍地の役所へ連絡したのちに原籍復帰のうえ「寄留」の扱いとしたり、新たに戸籍を立てるという対応が求められていたのである⁶⁰。

ここで「寄留」について確認しておこう。「寄留」は壬申戸籍第 12 則から第 19 則に定められている。

第十二則

全戸引移ラス又ハ一時公私ノ用ニテ寄留スルモノハ其本貫管轄庁ノ鑑札ヲ持参シ寄留地戸長ニ通シ其寄留スル所ノ庁ニ名前書ヲ添ヘ鑑札ヲ差出シ其庁之ヲ受ケ即チ其庁ノ鑑札ト引替遣スヘシ鑑札ニハ当人住所職分ヲ記スヘシ名住所職分ヲ変スル時ハ引替ヘシ而シテ其者帰国スル節ハ同様ノ例ヲ以テ元ノ鑑札ト引替帰国スヘシ [後略]

第十六則

宿帳ハ七日毎ニ驛通ハ其驛出張驛通掛ノ改ヲ受ケ自餘ハ其戸長ヘ出シ改ヲ受クヘシ旅籠屋ニ限ラズ都テ逗留三日以上ハ其戸長ニ届ケ人民輻輳スル三都府ノ如キハ其時々戸長ヨリ其庁ニ届ヘシ九十日以上ハ寄留トシ第十二則ノ手續ヲナスヘシ旅人病氣又ハ異變ノ節速ニ届ケ出ルハ勿論ナリ

但戸籍改ノ節滞留スルモノハ其所持ノ鑑札ニ突合セ検査スヘシ

第二十四則

寄留者ノ届出書ハ其寄留スル支配所ニテ支配所ナキモノハ其庁其時々之ヲ記録シ寄留表ヲ第七号式ノ如ク製シ出入増減ヲ隔月検査シテ其庁ニ出シ其庁之ヲ受ケ毎年十二月太政官ヘ差出ヘシ [後略]

第 12 則で本貫管轄庁が発行することになっている鑑札は 1871 年（明治 4）廃止となった⁶¹。第 16 則では旅行者などの宿帳改や宿屋に限らず三日以上逗留するときは戸長に届出が必要であること、90 日以上滞留は「寄留」の手続きが必要とされているが、旅行や職業として移動する場合は「寄留」とはみなされない。

⁵⁹ 「戸籍取調法則嚴重被仰出ノ件」開拓使函館出張開拓使庁農政掛『戻布告 不完 自明治三年同五年』（簿書 00486、北海道立文書館所蔵）。

⁶⁰ 太政官布告、1870 年、第 560 号第 1 則、第 2 則。

⁶¹ 太政官布告、1871 年、第 365 号。

また第24則からは寄留者の届出が、出寄留、入寄留として記録され、本籍地との重複を避けて正確な人口の把握を行おうとしていたことがわかる。

開拓使による戸籍編製は、早くも1871年（明治4）9月には壬申戸籍で求められていた翌年2月の実施は難しく遅延せざるをえないと判断されていたようである⁶²。その原因については第1に奥羽各地からの出稼ぎ人の脱籍に関する処置が挙げられ、脱籍者の対応に苦慮していることがわかる。第2に廃藩置県により開拓使の管轄地域が拡大したため戸籍編製の体制構築が遅れているためとしている。

北海道における壬申戸籍の編製は、北海道特有の状況もあり編製に時間が必要とされた。地域によって住民の特徴があり、古くからの集落や移住民入植者の集落、出稼ぎの多い漁村など、それまでの集落運営組織を取り込みながら戸籍の編製を行う体制が必要とされていたこと、さらに未踏の地もあり戸籍記載事項に必須である住所を確定できない状況にあったことが主な原因といえる⁶³。1876年（明治8）1月1日調べの「戸籍表」の送付文書からは大区小区制と町村の設定が進み、戸籍に必要な住所が確定されつつあることがうかがえる。それまで未入植であった宗谷郡、礼文郡などにも町村が設定されることとなり、若干の齟齬があったものの、ほぼ順調に戸籍編製が進められるようになったのである⁶⁴。つまり、戸籍制度の中で北海道住民が掌握され、脱籍者の存在がほぼ解消されつつあったのである。このことは、父長松が北海道に渡って音信不通になったとしても、北海道における戸籍編製に関連して脱籍者として本籍を管轄する役場に確認等が行われる可能性を示している。

父長松が夏の出稼ぎとして北海道へ渡ったのであれば、「寄留」の届を出していた可能性は低いため、90日以上滞在すれば脱籍者として扱われることになる。開拓使としては、脱籍者を見つけた場合は「脱籍無産ノ輩復籍規則」に従い、本籍地を管轄する役場に連絡をして事情を確認することになる。「寄留」の手続きを行っていた場合も、戸籍編製の調査では寄留者の掌握も行われており、居住地で所在を確認することになる。開拓使による戸籍編製は、少なくとも父長松の所在が明らかになる背景となったと考えられる。

ここまで知り得たことから、長七が3歳のころ父長松は音信が途絶えたとされるが、長松の行方不明は長期にわたるものではなく、北海道における荒浜村関係者からの情報提供や脱籍者取締りの影響により、1876年（明治8）夏ころにはその所在は明らかになったのではないかと推測することが可能になる。

幕藩時代の越後国刈羽郡においては、失踪については6か月後に除籍とし、さらに失踪者が除籍後に戻った場合は入籍を許されず、死去したときは無宿者の墓地へ埋葬するという厳しい慣例

⁶² 「戸籍調百事遅滞、期限内成就出来兼ノ件」開拓使札幌開拓使庁庶務掛『東京往復 二号 明治四辛未從九月』（簿書00294、北海道立文書館所蔵）。

⁶³ 青山英幸「開拓使の壬申戸籍編製について－明治前期北海道における「家」の創出過程（一）－」『北海道立文書館研究紀要』（17）、2002年、29頁。

⁶⁴ 青山英幸「明治6年・7年・8年の「戸籍表」について－明治前期北海道における「家」の創出過程（二）－」『北海道立文書館研究紀要』（19）、2004年、76-77頁。

があったとされるが、一方で転籍が比較的自由に認められていた⁶⁵。もちろんこの慣例は幕藩時代のものであり、明治政府が「脱籍無産ノ輩復籍規則」による脱籍者対策を進めている中で6か月後に除籍になることは考えにくい。おそらく戸主七郎左エ門は、長松が荒浜村に戻らないことを確かめ遅くとも1876年（明治8）秋頃には二人の離婚の届出をしたことだろう。

父長松のその後の消息については確認されており⁶⁶、1886年（明治19）渡辺家の家督相続をしていることから、所在が明らかになったときに「寄留」の手続きをしたものと考えられる。

むすびにかえて

本稿においては、壬申戸籍の編製過程を確認しながら渡辺家と牧口家の戸籍の記載をもとに両家の家族の存在を明らかにした。渡辺家の家族は、長七が牧口家の養子となるまでは荒浜村の平均的な世帯人数であり、トリの婚姻、長松の婚姻、長松の離婚など、家族の重要な節目に戸主として渡辺家を主宰したのは祖父七郎左エ門であった。

また父長松が北海道へ渡ったとされる出稼ぎは、松前行きと呼ばれる荒浜村の漁網生産に関わるものである可能性を考察し、さらに父長松の音信が途絶えたのは一時的なものであったことを壬申戸籍の編製と脱籍者取締りの過程から明らかにすることを試みた。

明治初期は壬申戸籍をはじめとする諸制度の制定により、それまでの慣習が変化を余儀なくされた時期であり、長七の幼少期がこれに重なる。こうした変化を考察することは長七の意識的事実を明かすうえで課題のひとつになると考える。

⁶⁵ 前掲『全国民事慣例類集』、183頁、199頁、235頁、240-241頁。

⁶⁶ 前掲『評伝牧口常三郎 創価教育の源流第一部』、32頁。